

これから変わる！ マンション管理の

法律

あれこれ



**@アスタくにつか5番館2階
すまいるネットセミナールーム**

新長田駅(JR・市営地下鉄西神・山手線)から南へ徒歩約13分
駒ヶ林駅(市営地下鉄海岸線)から徒歩約3分



2025年春以降にマンションに関する法改正が予定されています。わたしのマンション管理組合はどう対応していけばいいの!?などの疑問について、専門家がわかりやすく説明します

講師：戎正晴 弁護士

2025年2月22日(土)
(13時～受付開始)
13時30分～16時 終了予定

参加費用 無料

参加対象 神戸市内の分譲マンションにお住まいの方、管理組合の方

参加定員 事前申込にて50名まで
(申込多数の場合は抽選)

これから変わる！ マンション管理の 法律あれこれ

プログラム

2月22日(土) 13時30分～16時終了予定

第1部 講義

マンション管理に関する法律について

講師：戒正晴弁護士



政策研究大学院大学客員教授。弁護士(戒・太田法律事務所)。専攻は民事法。マンション、団地法制、災害復興法制に取り組む。阪神・淡路大震災では被災マンションの再建に尽力。国土交通省が進めるマンション耐震化やマンション建替え等の課題検討に向けた委員を歴任。兵庫県住宅再建共済(フェニックス共済)理事。

第2部 パネルディスカッション

戒正晴弁護士を含む

こうべ団地みらい創生機構会員 数名

セミナーの内容

第1部では

2025年春以降に審議される見込みである区分所有法・マンション管理適正化法・マンション建替円滑化法の改正を受けて、管理組合の運営上は今後どのように対応していったら良いのかを、法改正の検討会の委員である戒弁護士から解説します。

第2部では

マンション管理に関わる法律について戒弁護士を含めた専門家がディスカッションしながら説明することで、各管理組合で対応策を考えるためのヒントを提示します。

一般社団法人

こうべ団地みらい創生機構について

本機構は、分譲マンション(団地)の

- 管理運営の適正化
- コミュニティ形成
- 修繕・建替・敷地売却等による再生

などに寄与する専門家を養成し、分譲マンション・団地の明るい「みらい」を創っていくことを目的とした研究・提言・活動を行う機関です。

その成果は、専門家を目指す人、マンション所有者、児童、学生の皆様等を対象としたセミナーやフォーラム、ホームページなどで発信していきます。



ホームページ <https://www.kobe-danchi.org/>



参加申込は、すまいるネットホームページ、Fax、電話にてお願いします。

- お願い事項
- ①体調の優れない方は受講をお控えいただけますようお願いいたします。
 - ②セミナー当日の様子をこうべ団地みらい創生機構・すまいるネットのHPや紙面等で使用することがあります。ご了承ください。
 - ③気象状況等により、やむを得ず中止と判断した場合は2時間前までにすまいるネットHPでお知らせします。

申込者の氏名とご連絡先 ※申込はお1人ずつお願いします。

ふりがな

氏名

マンション名

〒 -

住所

電話

Eメール

Fax

申込締切 2月10日(月)
申込窓口 すまいるネット

ホームページ

<https://www.smilenet.kobe-rma.or.jp/event-list/>

FAX 078-647-9912

電話 078-647-9908

10時～17時(水・日・祝は定休)

※ 定員50名です。お申込み多数の場合は、抽選とさせていただきます。

※ 抽選結果は、当選・落選にかかわらず郵送でセミナーの3日前までに通知いたします。(通知がない場合は、お問い合わせください。)

